

委員会提出議案第1号

亀山市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年3月27日提出

提出者

議会運営委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 西川憲行様

別紙

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条中「亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画」を「次に掲げる計画又は方針」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画
- （2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針

附 則

この条例は、公布の日から施行する。